

「令和6年度福岡県在宅医療・介護連携従事者支援事業」の委託契約に係る企画提案公募

標記業務の企画提案公募に寄せられた質問について、下記のとおり回答します。

No	質問	回答	受付日	回答日
1	公募実施要領10(1)ア「応募申込書」に、社判は必要か。	社判は必要ございません。	4月1日	4月5日
2	公募実施要領7⑥「事業の受託実績を示す資料」について、どのような資料を提出すればよいか。	企画提案書の中に、国又は地方公共団体が発注する本事業に類似する研修事業の受託実績を示していただくなど、資料の形式は任意のものでかまいません。	4月1日	4月5日
3	公募実施要領11(4)「研修・相談等内容」の審査ポイントにおいて、「福岡県が意図する研修のねらいに合致し、研修等の目標を達成できる内容であるか。」とあるが、福岡県の意図と意向をより具体的に反映させた企画提案書を作成するため、現状把握している過去の取り組みや課題等を提供されたい。	<p>過去から、「令和6年度福岡県在宅医療・介護連携従事者支援事業 業務委託仕様書」4業務内容に記載の(1)～(3)と同様の取組を実施しています。</p> <p>なお、本県では60市町村中、54市町村が、在宅医療・介護連携推進事業の一部又は全部を郡市区医師会に委託して実施しています(令和5年度)。また、地域在宅医療支援センター(県保健福祉(環境)事務所)に在宅医療・介護連携支援員を配置し、市町村及び郡市区医師会の連携を支援しています。</p> <p>(具体的な令和5年度の事業内容)</p> <p>(1)研修会 年2回(対面とオンラインのハイブリット形式) (1回目:初任者向け、2回目:個別相談会・個別事例調査を踏まえた県内好事例等の紹介など)</p> <p>(2)個別相談会 年2回(1回当たり2日間程度)(対面又はオンライン)</p> <p>(3)県内事例の調査や取組整理、紹介 年2ヶ所</p> <p>なお、課題としては、研修会や個別相談会に参加する団体(市町村、郡市区医師会)に偏りがあり、在宅医療・介護連携推進事業の取組に差が生じていることがあります。</p>	4月4日	4月5日
4	業務委託仕様書4(1)ア「研修の実施回数」について、プログラムが2日間に跨る場合、2回開催と考えてよいか。	<p>研修内容には「新規に当該事業に従事することとなった職員に対する基礎的研修」と「集中支援を受けた県内事例の紹介」を取り入れることとしています。</p> <p>そのため、年度当初の「新規従事者向けの内容をメイン」とした研修会、年度終盤の「県内事例の紹介」を含めた研修の2回を最低限、開催していただくことを想定しております。</p> <p>こうしたことから、プログラムが複数日に跨った場合でも、1回とカウントします。</p>	4月4日	4月5日
5	業務委託仕様書4(2)ア「個別相談会の実施回数」について、参加事業所(団体)数や1事業所(団体)あたりの相談回数に下限/上限は設けているか。	参加事業所(団体)数及び相談回数は任意でございます。開催日数の上限も設けておりませんが、参加希望及び相談が多数寄せられた場合などは、参加希望事業所(団体)数及び相談数に合わせて実施回数を調整いただくなどの対応をお願いいたします。	4月4日	4月5日
6	社内アドバイザー(兼相談業務の担当者)として、他府県の同事業に携わる自治体職員や他医師会職員などを迎えることは可能か。	本事業は福岡県内の自治体職員や他医師会職員を対象としておりますので、県外の自治体職員や医師会職員を、アドバイザーとして活用いただくことは差し支えありません。	4月4日	4月5日